

日本共産党 やまね 智史議員

2018年5月京都市会 代表質問と答弁の概要

2018年5月22日



伏見区選出のやまね智史です。私は日本共産党京都市会議員団を代表し質問します。

1、憲法9条、歴史認識、京都市の平和行政について

◆日本の歴史認識と平和憲法を壊す動きに反対を

まず戦争と平和の問題です。今年も5月3日に円山音楽堂で憲法集会が開かれました。超満員となった会場の舞台からは、日本共産党、立憲民主党、国民民主党の国会議員、社会民主党、新社会党、緑の党の代表が挨拶し、民進党、自由党からもメッセージが寄せられました。この京都でも安倍政権による改憲を許さない世論が大きく広がっています。

「共同通信」の調査では「日本が戦後73年間、海外で武力行使をしなかったのは『9条があったからこそ』と答えた人が69%」、「朝日新聞」の調査では、「安全保障を考える上で、軍事面より外交や経済など非軍事面がより重要との回答が82%」に上り、「安倍政権のもとでの憲法改正」に58%が「反対」と答えました。

京都市で1983年に市会決議として採択された「非核・平和都市宣言」では、「あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求める」ことや「戦争に協力する事務は行わない」ことなど、その立場が明確に宣言されています。これらを踏まえ二点お聞きします。

一つ目は、あらためて市長の歴史認識と憲法9条についての立場です。今年も明治元年から150年目にあたるとして政府が音頭をとり、京都市でも関連事業が予定されています。しかし一方で明治憲法のもと、日本は、主権在君、アジアへの侵略戦争、韓国併合、男尊女卑、治安維持法による国民弾圧への道を進みました。2015年10月1日の本会議質問において市長も「かつて日本は進むべき針路を誤り、先の大戦への道を進んだ」と答弁されています。

明治憲法のもと、戦時下の京都ではどんなことが起こったのでしょうか。1940年、絹織物、染め物、刺しゅう品などは贅沢品として製造販売を禁止され、西陣、室町では多くの業者が廃業に追い込まれました。清水焼の産地でも多くの業者が廃業に追い込まれ、清水焼の窯では陶器製の手りゅう弾が焼かれました。他にも、京友禅、餅菓子、豆腐など、当時、京都の産業は壊滅的被害を受けたのです。中央卸売市場では仲買業者が制度として廃止されました。観光業も自粛となり市の観光課も廃止されました。御池通、五条通、堀川通、京阪三条、四条大宮交差点付近などでは建物疎開・防空対策として数万件の建物が取り壊されました。学徒出陣では多くの若者が戦場に送られました。戦争に巻き込まれるのは市民であり、この痛苦の経験の上につくられたのが日本国憲法であって、平和主義を掲げる第9条です。

その憲法を壊す動き、すなわち、アメリカと一緒に海外で武力行使を行う「安保法制」、市民の基本的な人権を侵す「共謀罪法」などについて、「国会で結論を出されたもの」と、京都市が他

人事のような答弁をくり返していることは、極めて無責任と言わなければなりません。市長は、明治憲法下で日本が戦争へ突き進み、京都市にも重大な被害が及んだことについてどう認識されているのですか。自治体の長として、現行憲法を遵守する立場にありながら、なぜ平和憲法を壊す動きについてはっきり「反対」と言えないのですか。お答えください。

(答弁→総合企画局長) 先の大戦では、多くの尊い命が失われた。この戦争の悲惨さを風化させることなく、尊い犠牲の上にある平和を未来に繋ぐことが私たちの使命だ。平和は人類普遍の願いであり、平和の理念は、主権在民、基本的人権の尊重と共に、遵守されるべき基本的な理念、原則である。

現行憲法が70年以上経過しており、国内情勢や国際環境が大きく変化してきた状況において、こうした理念、原則を大切にしつつ、憲法について国民が関心を高め、議論がされることは大変意義のあることと考えており、国会を中心に国民全体でしっかりと議論がされるべきものと考えている。

◆戦争に協力する事務、自衛隊募集業務はやめよ

二つ目は、若者を戦場に送り出すような行政であってはならないという問題です。2016年3月1日の本会議で我が党の山中渡議員が、市営地下鉄車両に自衛官候補生の募集チラシ1800枚が吊り下げられた問題を取り上げ、「安保法制の下で、南スーダンなどへの派兵が行われるなら、チラシを通じて入隊した京都の若者が危険な事態に巻き込まれかねない」と指摘しました。また、同じ年11月30日の本会議では、我が党の加藤あい議員が、国連の報告書で「(南スーダンの) 和平合意は崩壊した」と断定していることを紹介し、「このような中で自衛隊が駆け付け警護を行えば、命の危険にさらされることは明らか」と、市長の認識を質しましたが、答弁はありませんでした。

その後明らかになったのは、防衛省による自衛隊日報の隠ぺいという重大事態ではありませんか。防衛省が4月16日に公表した陸上自衛隊イラク派兵部隊の日報には「戦闘」や「銃撃戦」という言葉が何度も出てきます。「京都新聞」4月23日付には、PKOに参加した自衛官の証言が載りました。「宿営地付近で激しい銃撃戦となり、普段銃を持たない部隊にも武器携行命令が発令された」「まさに戦争のど真ん中。(反政府勢力が) 入ってくれば全滅すると思った」とあります。5月11日の衆議院外務委員会では我が党のこくた恵二議員が、安保法制が強行採決された直後の陸上自衛隊幕僚監部の会議資料に「米軍、他国軍との共同作戦、武力行使を伴う任務遂行」「他国と連携した戦闘」などの文言があることを告発しました。

このようななかで、京都市が自衛隊員の募集業務を行えば、若者を戦闘地域に送る、その役割の一端を担うことは明らかではありませんか。「日本を守りたい」「災害救助で役に立ちたい」との思いで入隊・活動されている自衛官のみなさんの命を、海外での戦争で危険にさらすなどあってはなりません。京都市会の決議「非核・平和都市宣言」にあるように京都市は「戦争に協力する事務は行わない」との立場を貫くべきであり、自衛隊員の募集業務は行うべきではないと考えますがいかがですか。まず、この二点について、市長の答弁を求めます。

(答弁→村上副市長) 自衛官募集事務は、法令による自治体の事務であり、役割を果たすことは当然だ。戦争に協力するものではなく、「非核・平和都市宣言」に反するものではない。自衛隊は防衛のみならず、災害発生時に自治体の派遣要請に迅速に対応

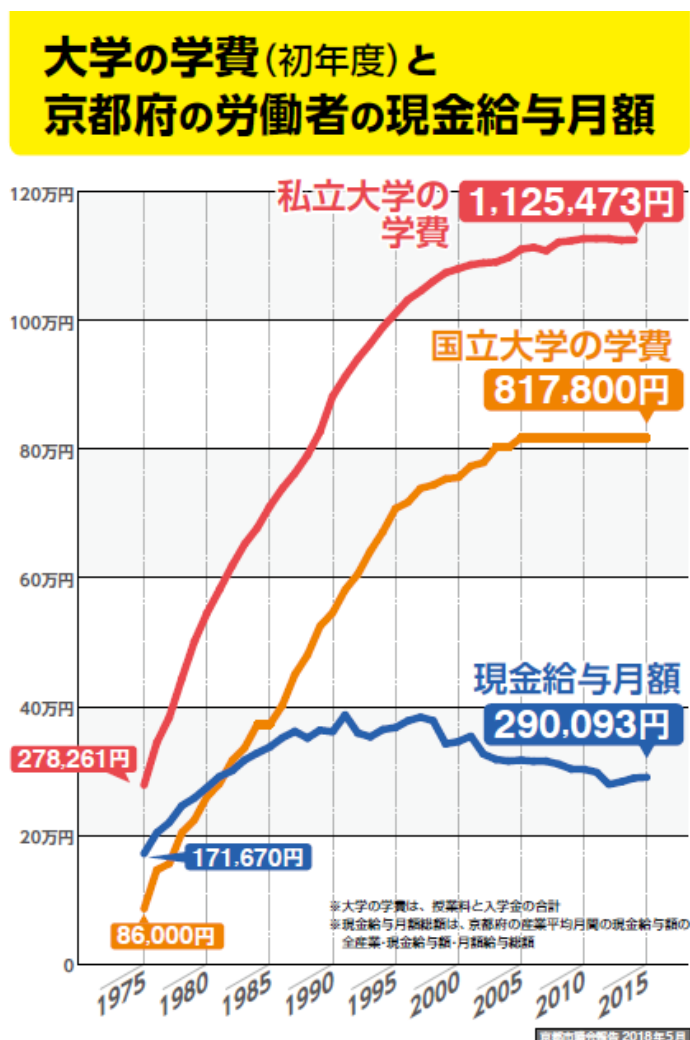
され、国民の生命や財産の保護に寄与されている。

昨年、市総合防災訓練で、初めて自衛隊ブースを開設、活動紹介や募集啓発を行っていただき、本年は、市役所内に自衛官募集ポスターの掲示など、広報活動を展開。今後とも、自衛隊京都地方協力本部と連携し、自衛隊法に基づく事務として自衛官募集事務にしっかりと取り組む。

憲法の全条項と市民の命を守る立場にある市長が、平和憲法を壊す動きに「反対」と言えず、「戦争に協力する事務は行わない」と明言できないことは、極めて無責任であり、残念と言わざるをえません。自治体が戦争や武力の行使に反対し、平和を実現するための行動を取ることは、憲法の平和主義に基づく自治体の責務であることをあらためて強調し、次の質問にうつります。

2、返済不要の奨学金制度など、若者支援策の拡充について

◆教育の機会均等、奨学金受給実態の把握について



京都で学ぶ若者を全力で応援し、安心して働き続けられるようにすることこそ京都市行政の責任です。まず奨学金問題についてお聞きします。

パネルをご覧ください。これは大学の初年度にかかる学費と、京都府内の労働者の月額現金給与（全産業平均）の推移を表したものです。国立大学の学費は1975年に8万6000円だったものが2015年には約9.5倍の81万7800円、私立大学は1975年に27万8261円だったものが2015年に約4倍の約112万円となっています。同じ時期、月額現金給与は17万1670円だったものが29万93円、約1.7倍になりましたが、1990年代後半からは月額現金給与は減り続けています。にも関わらず、学費は上昇し続け、いまま高止まりしています。

大学のまち・学生のまち京都における「大学政策」とはどうあるべきでしょうか。私は学生の活動支援という時、イベ

ントやプロモーション活動などへの助成を否定するものではありません。しかし、今最も求められているのは、経済的理由で学業を諦めざるをえない若者、そして、経済的困難を抱えながら大

学に通う若者に、学生生活のスタートラインをしっかりと保障することではないでしょうか。

そこで市長にお聞きします。これまで京都市は「奨学金返還の負担感の大きさ」や「制度改善の必要性」は認めるものの、京都市自身の行動は「国に要望する」のみで、市独自の奨学金創設は否定し続けています。しかし、京都で学ぶ多くの若者・そのご家族が困難に直面している時に、国にお願いするだけでいいのでしょうか。教育基本法・第4条3項には「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とあります。教育基本法は地方公共団体にも「奨学の措置」を求めているではありませんか。市長は、教育の機会均等のため、法律にも明記されている地方公共団体の責任をどう考えているのですか。お答えください。少なくとも、京都市が2015年3月に行った「大学生に対する奨学金の受給実態について」の調査を毎年継続して行い、その実態を客観的な数字としてつかみ、明らかにすべきではありませんか。答弁を求めます。

◆独自の給付制奨学金、返済肩代わり制度、通学定期割引率アップ、家賃補助などについて

「母子家庭で家計が苦しいので何度も泣きながら『大学はあきらめてほしい』と言ったが、本人の意思も強く、必死で勉強し合格したので認めざるをえなかった（40代女性）」「薬剤師を目指す娘が4月から大学へ通っているが、月14万円の奨学金を6年間借りると総額で1000万円を超える。それに利子がつくので将来の返済が心配。アルバイトをしても足りない部分は親の負担になる（40代女性）」などのお話を私も地元伏見区で聞いてきました。多くの若者が数百万円～1000万円を超える借金を背負って社会に出なければいけない、その若者の2人に1人が非正規、不安定な雇用で働かざるをえない、このことは若者本人だけでなく、社会にとって、自治体にとって重大な問題です。ところが、安倍政権が予算化した給付制奨学金は全国で約2万人であり、これは全国に289万人いる学生のわずか0.69%に過ぎません。京都市が検討中の基金による奨学金も十数名分という規模であり、京都市人口の1割、約15万人にのぼる学生の大多数へ経済的支援はありません。

京都私立大学教職員組合・公費助成推進会議が、毎年、京都の私立大学に通う学生の保護者を対象に行っている「家計負担実態調査」、昨年度は6784名の方が回答されています。そこでは、奨学金を利用していないご家庭の31%が「返済義務があるので」と、22.5%が「申請基準に合わなかった」と、その理由を回答しています。つまり、奨学金を利用したくてもできない方が多数おられるのです。

今こそ京都で学んだ若者が京都で就職し働き続けられるよう、一人ひとりに直接届く政策が求められます。政令市を見ても、札幌市、静岡市、神戸市、北九州市など、額の大小はあっても、一般の学生を対象に、独自に「給付制奨学金」や「奨学金返済の肩代わり」を実施している自治体があります。京都市でも検討すべきではありませんか。「地下鉄や市バスの通学定期券割引率のアップ」や「家賃補助」など、これらの施策を学生のまち京都でこそ、真っ先に実施すべきと考えますがいかがですか。答弁を求めます。

◆府の奨学金返済を支援する補助制度の中小企業の負担軽減を

また、昨年度、京都府が「就労・奨学金返済一体型支援事業」、奨学金を返済する従業員への

支援制度を設けている中小企業への補助を予算化しました。京都市独自の財政的上乗せについては、昨年秋の決算特別委員会で、我が党の平井良人議員の質問に「府の事業の推移を見極め検討したい」と産業観光局の答弁がありました。昨年度実績は京都市内では7社15人（見込）にとどまりました。企業にも負担が求められるため、資金力の弱い中小企業にとっては使いにくいのが実情ではないでしょうか。今こそ府の制度に京都市も財政負担をし、中小企業の負担を軽くするよう改善を図るべきではありませんか。答弁を求めます。

（答弁→岡田副市長） 意欲のある学生が経済的理由により進学を断念することがないよう、教育の機会均等を図ることは重要であると認識している。京都で学ぶ学生は全国から来ておられ、京都の高校生は全国に進学されている。公平性の観点から、国において統一的に充実が図られるべきだ。

本市では国に対し、強く要望し、市会では、給付型奨学金の創設等を求める意見書が議決をされた結果、平成30年度政府予算では、給付型奨学金の本格実施を含む奨学金事業の予算が大幅に増額をされた。

「地下鉄や市バスの通学定期券割引率のアップ」や「家賃補助」については、昨年閣議決定された低所得世帯に係る高等教育の無償化で、通学費、住居費等の生活費を賄う給付型奨学金の支給額のさらなる増額が示され、詳細は平成30年夏までに一定の結論を得るとされている。

奨学金受給状況については、日本学生支援機構から京都府下のデータをご提供いただいております。今後も継続的に把握していく。

就労・奨学金返済・一体型支援制度については、制度の活用促進に向けた経営者向けのセミナーや、経営支援による周知を担っている。今後も、府と連携して周知啓発に努め、活用促進を図っていく。

3、ブラックバイト対策、相談窓口の周知、体制強化、予算の拡充などについて

次に、ブラックバイト対策についてお聞きします。この数年「生きやすい京都をつくる全世代行動」LDA-KYOTOのみなさんが、大学門前・駅前・繁華街などでアンケート調査に取り組み、1200人を超える声を集め、京都市議会・府議会に提出された署名も累計で9000筆近くとなりました。そのなかで、労働局・京都府・京都市が連携しブラックバイト対策協議会が設置され、キャンパスプラザ京都への相談窓口設置、大学とも連携したブラックバイトの実態調査や労働者の権利を学ぶ出張セミナーなどが取り組まれてきたことは、大変重要だと考えます。

ブラックバイトの実態調査では、一昨年も昨年も、アルバイト経験者の約3人に1人が「学業に支障が出た」、4人～6人に1人が「アルバイト先で何らかのトラブルを経験した」と答えています。にもかかわらず、「公的機関や大学への相談はごくわずか」という結果です。京都市の学生人口が約15万人近くであることを考えれば、数万人規模の学生が、学業に支障が出たり、アルバイト先でのトラブルを経験していることとなります。トラブルの中身は法令違反の事例も多く、本来ならそれだけの数の対応を行政が迫られていてもおかしくありません。

しかし、京都市はそれだけの構え、体制になっているのでしょうか。昨年、ブラックバイトの相談窓口などを学生へ周知するためにつくられた名刺大カードは3000枚、今年は新入生向けに約1万2000枚作成したとのこと。大変重要な取り組みですが、約15万人という京都の学生全体にはまだ届きません。大学とも連携を強め、全ての学生へ京都市からの呼びかけを届けきる取り組みをすべきではありませんか。とりわけ「新入生にあたる18歳～19歳の労働法制の知識が低い」という結果が出ており、わが党がこれまでから求めてきた「新入生向けのガイダンス」を行うべきではありませんか。

また、家族や知人からも相談しやすいよう、24時間ホットラインの開設や区役所・支所への窓口設置も考えられますがいかがですか。答弁を求めます。

さらに、京都の学生数万人が法令違反のもとで働かされながら公的機関に相談できずにいる、この事態を打開するためには、ブラックバイト対策を「産業戦略の一部」や「企業への要請」ととどまらず、労働法を守らせる立場から独立した担当部署をつくり対応する、そのための体制強化と予算拡充が必要と考えますがいかがですか。

(答弁→上田産業観光局長) 賃金の不払いや過重労働等により、働く人を使い捨てにするブラック企業、ブラックバイトは断じて許されるものではない。

相談窓口の周知については、今年度から新たに春の新入生ガイダンス向けに、各大学と必要枚数を調整し、周知カードを配布。周知ポスターの地下鉄各駅、各大学への掲示、ホームページによる情報発信を行うなど、より一層の周知に努めている。

また、相談員が、直接大学に出向くセミナーや出張相談も開催しているほか、各相談窓口で、電話やメールによる相談にも対応するなど、あらゆる手法で取り組んでいる。さらに、相談の中で悪質な事案が発覚した場合には、京都労働局が調査・監督指導、企業名の公表を行っている。

4、民泊対策は、管理者常駐の義務付けなど厳しい規制を

次に、市民の住環境に関わる「民泊」問題についてお聞きします。私の地元伏見区でも様々な相談、特に管理者が常駐しない簡易宿所への声が相次いで寄せられています。伏見稲荷に近い砂川地域では「隣に簡易宿所ができた」という方から「カギの開け方がわからない旅行者に夜遅くインターホンを鳴らされ『カギを開けてほしい。オーナーに連絡を取ってほしい』と強く迫られた」との声を寄せられました。藤森地域では、「家の裏に簡易宿所ができた」という方から、「5人しか泊まらないはずなのに10人以上泊まっていた。夜中に大声で騒がれ眠れなかった」との声を寄せられました。深草地域では「医療機関で働いている」という周辺住民の方が、「旅行先で体調を崩すことも当然考えられる。人が常駐していなければ感染症発生時にも対応できない」と語られました。「そもそも緊急時には事業者が自ら現場で対応するのが当然の責任だ」というのが、市民のみなさんの共通する思いではないでしょうか。

東京で起こった覚醒剤密輸、大阪市で起こった殺人事件、京都市で起こった火災などの事例は、管理者が常駐しない宿泊施設の危険性を示しています。そうしたなかで国が「ホテル・旅館・簡易宿所の玄関帳場」や「宿泊客との対面面接」などについて、さらなる規制緩和を強めていること、また、京都市が、小規模な簡易宿所に「施設外の玄関帳場」を認めようとしているこ

とは重大です。昨年度、京都市内の旅館業施設、新規許可件数は909件ですが、そのうち871件、実に95.8%が簡易宿所であり、その多くが、常駐者不在の施設です。そのような施設が、住宅密集地や路地奥に乱立することが住環境悪化につながっているのであり、ここへの対応が強化されなければ、住民の苦しみは解決しません。

簡易宿所の帳場についての規制緩和は、国が「通知」によって地方自治体に「特段の配慮をお願い」しているだけであり、法的拘束力はありません。伏見区では、小さな一軒家タイプの簡易宿所でもスタッフが常駐する施設が生まれており、管理者常駐は事業者の努力で可能です。市長が「市民生活との調和」と言われるなら、今こそ京町家を含む全ての簡易宿所、また、住宅宿泊事業にも管理者常駐を義務付け、対策を強化すべきではありませんか。答弁を求めます。

(答弁→市長) 「違法民泊は断じて許さない」決意の下、「民泊通報・相談窓口」の開設、5千回超の現地調査・指導を行い、498施設の違法営業中止など、全庁をあげてお応えし、全国でも最も厳しい民泊関連条例を制定。本年4月、保健福祉局及び消防局の専任の職員計41名の体制を確保した。

今後、衛生管理や防火に係る研修会の開催、地域へのアドバイザー派遣など、違法民泊を根絶するとともに、安全安心で地域と調和のとれた質の高い宿泊環境の整備に向け、一層強力な取組を進める。

市の条例に玄関帳場での宿泊客の面接や鍵渡し、宿泊中の管理者の駐在などを明記した。簡易宿所に玄関帳場の設置を要しないとの改正旅館業法の国の解釈や基準に反して、施設外玄関帳場を一切認めないとすれば、過剰な規制とみなされるおそれがあるため、施設外玄関帳場は、1室9名以下の小規模施設への限定や京町家を含め10分以内の厳格な駆け付け要件の設定など、本市独自の厳しい条件を設けた。

5、交通不便地域の対策、伏見区藤城地域での地域循環バスの実現を

最後に交通不便地域の問題です。伏見区の藤城学区は坂道の大変な地域ですが、学区の端にあるJR藤森駅以外は公共交通機関が一つもなく、バスも走っていません。最も遠い地域は、駅まで30分近く歩かねばなりません。住民のみなさんは、役所に行くのも、毎日の買物や病院通いも、通勤通学も、大変な苦勞をされています。市バスは14年連続で黒字、中心部の路線は充実が図られているのに、7300人以上の方がお住まいの地域に、なぜ小さなバス1台走らせることができないのでしょうか。交通機関が未整備のため、深草支所管内の敬老乗車証交付率も市内最低レベルにとどまっています。

私が2015年度の決算・予算特別委員会で「藤城地域に循環バスを」と求めた際、市当局は「地域の皆様方が『公共交通を何としても』と、そこまでは至っていないのではないかと答弁されました。しかし、そこまで至っていないどころか藤城地域に公共交通が必要だというのは、地域の実情を知る人なら誰もが感じていることです。2012年3月にはエコ学区の取り組みとして9人乗りジャンボタクシーの試験運行も実施され、多くの方がアンケートに「もしバスが走るなら有料でも乗りたい」と書かれています。2016年12月には藤城地域にお住まいの方から「京都市による循環バス運行を求める陳情」も出されました。周辺地域ではこれまでも、京都医療センターをはじめ、福祉施設、霊園施設のみなさんが送迎バスを独自に運行されています。お隣の藤森学区、水道局の伏見営業所跡地活用に関わっては、地元の社会福祉法人が「コミュニテ

ィバス運行の提案」をしていることも「事業者の選定理由」としてふれられています。自治連をはじめとするみなさんの大奮闘で、昨年度には、藤城地域の公共交通についてふれた「藤城学区まちづくりビジョン」も策定されました。

これらの声の具体化を図り、今こそ京都市が、率先してバス路線設置のために動き、住民の期待に応えるべきではありませんか。お答えください。

以上、市民生活最優先の京都市政を実現するために、私自身も住民のみなさんと一緒に奮闘する決意を述べまして質問を終わります。ありがとうございました。

(答弁→鈴木都市計画局長) 藤城地域では、ジャンボタクシーの実験運行や、新たな公共交通の導入に向けたアンケート調査が実施され、「藤城学区まちづくりビジョン」には、公共交通のあり方を検討することが掲げられている。

一方で、同地域の道路は幅員が狭く、丘陵傾斜地で坂道が多いため、離合時の安全面等から、バス車両を運行することは困難である。京都市域における生活交通の確保については、それぞれの地域のおかれた実情を踏まえ、地域住民の皆様の取組に応じ、民間事業者との協議及び支援等に努めていく。